

## 令和元年度事業方針大綱

愛知県土地家屋調査士会  
会長 伊藤直樹

この 2 年間にわたって、土地家屋調査士制度を取り巻く環境変化について、世に声高に叫ばれている空き家問題や所有者不明土地等といった日本全土にかかわる社会問題が、私達にはダイレクトに影響する変化ではないことをお伝えしてきました。

勿論、日常の土地測量業務において隣接地権者の不明や相続未了は年々倍増し、私達の仕事には大きな障害となり、参加できるものならばこれらの問題解決の主導メンバーに加わりたいところです。

愛知会のガラパゴス宣言は、頼まれてもいない、できない権能に背伸びをしたり、出口のない活動に労力を割くことを廃するために、これからも用い続けます。

68 年余、土地家屋調査士の歴史において、調査士愛知として名を馳せてきた、かつての自信を取り戻しましょう。愛知会は登記申請を伴う土地業務、そして登記を伴わない付随業務を両面の専管の職能と認識し、家屋登記と併せ、茶谷前会長が示された適格な業務の質を標準化し、併せて適正な報酬を依頼者からいただける環境づくりに今後とも努めていきます。

### 1 事業仕分け

平成 30 年後半に県下 11 支部に委託研修という形で伺い、会場や懇親の場において、直接会員のみなさんの声を聞かせていただく機会を持ちました。

一部の方からのご質問等を預かるに過ぎませんでした。会費を幾通りかの負担に分け、賦課される際の自己申告制、自己責任といった面についてはご理解いただける一助になったものと思っています。

機会あるごとに、平成 30 年度の試験挑戦者が全国で 426 名も減少した事実から危機感をもってお伝えしていますが、何よりも制度の将来を考えることのできる若い役員、その候補者を、急いで愛知会を挙げて育成しなければならないと痛感しています。

現在の本会～支部の役割分担を考えると、個々の土地測量業務に関する問題解決や相談対応は、何よりも現在の支部がそれぞれで、地元の間人関係を活かしたアットホームな研修で担っていただくべきです。業務上のトラブルは本会がそのフォローを担うよりも、本来はもっと身近に地区ごとの会員間で解決できることでしょう。

本会の部編成、委員会の設置、存続について、令和元年度 1 年間をかけて事業仕分けに着手します。支部と本会の役割分担につき、ゼロベースで再考し、例えば理事会と常任理事会を毎月開催するコンパクトな理事会へと統合し、各部会と新理事会が頻度よく機能する形態としてはどうでしょうか。

執行部としてはこの 2 年間、ややもすると意思疎通を欠いた正副会長会議等を、今後は毎月、形、場所にこだわらず Web 会議等と併用して開催することも始めます。

必要な委員会と時限的な設置となる PT (project team) 会議についても、令和元年 5 月までに現在の各部で改めて構想し、総会に予算手当てを諮りました。

この事業仕分けの目的は、本会の機能の効率化と、やはりこの 2 年をかけた財源の見直し、いわゆる会費値上げを行う際、付帯決議をいただいた予算執行の無駄を削ることにあります。現在、メール交信も活発に駆使してはいますが、同時に意見交換が可能な PC によるテレビ会議や Live ON の採用は手をつけるべきです。

本会役員は、集まる以上はその場で責任ある発言をし、真剣な協議を重ねることが求められます。現在の理事会は 30 名余が一堂に会するも、全ての会議で全員が発言できる状態であるとは限りません。

又、常任理事会にややもすると重心が寄り過ぎている本会の執行も反省が必要と考えています。

より良い本会の事業仕分けを構想し、令和元年度には試行を始めていきます。

## 2 減災、防災、社会貢献

三位一体を旗印に、本会と公嘱協会、そして政治連盟は、土地家屋調査士制度の将来を考慮した時、まずは愛知会内で統一活動すべきテーマは防災でしょう。

この 2 年、狭あい道路解消を重点テーマとした愛知会は、土地家屋調査士が地権者のみなさん、行政の担当部署へ、道路後退は不作為による人災を少しでも減らしていくことにつながる、とアピールしてきました。

昨今は、事前復興という言葉がよく用いられるようになりました。被災後の復興も大切ですが、天変地異により尊い命が奪われないよう、できることから手を付けていくことが国家資格者としてのマナーであり、責務でもあるのです。

本会が災害時対策運営委員会を多くの天災被害に直面した平成 30 年中に活動再開したことは、それまでが少々恥ずべき休止であったと反省しています。

現在、災害時に直ちに何からできるのか、罹災証明書発行に係る家屋被害認定調査の支援、認定士養成研修への参画も検討し、できうれば始めてまいります。

公嘱協会のみなさんが県及び市町村と締結を進められている災害時の応急対策の協力に関する基本協定の基本的な考え方は、その日の炊き出しから住民支援に汗を流すところから始めておられます。

1100 名余の会員が県内外の災害の傍観者ではなく、土地家屋調査士ならではのところから具体的に始めていかなければならないでしょう。

名古屋市と平成 28 年 1 月 27 日被災後の復旧、復興に必要な測量業務等の協力に関する協定を締結して以来、既に公嘱協会におかれては、災害復興支援業務マニュアルを作成されています。本会も本協定に参加していますが、協会の尽力に敬意を表すると共に、本会役員も支援の方法を学ばせていただくべきでしょう。

災害に対する減災の柱として先に開催し、内外に成果を収め始めた狭あい道路解消シンポジウムの協議事項は、委員会を設置し、継続事業とします。

現国会において取り上げられた変則型登記のされた土地の解消への関与、所有者不明土地問題、長期相続登記未了、空家特措法対応に対して、愛知会は、常に減災、防

災の視点を欠かすことなく、継続して社会貢献のスタンスで臨んでまいります。

2月6日には国土交通省中部地方整備局と名古屋法務局が、中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会を立ち上げられ、静岡県と愛知、岐阜、三重の4県の本会が、利用の円滑化の施行に向けた支援に参画することとなり、ますます所有者不明土地への注目が集まり、私共も責任を負うこととなっていきます。

### 3 外交問題

上述のように、財源の見直しや事業仕分けといった内政とは別途、外海とのせめぎあいについて、ガラパゴス進化を愛知会として可能な外交交渉を進めていきます。

従来の法務局管轄下の表示登記専属職能に加え、社会の中の土地家屋調査士が外に向かって提言をしていくことを、できるところから始めます。

#### (1) 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会、ならびに公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部との交流

前者には約5500社、全日には約1200社。直接、愛知県知事登録されている業者さんは全国組織であるか、又は土地測量業務にはあまり関与されていない会社のようなようです。

各協会独自のサービス提供は自由競争と伺っています。

本会としては令和元年度も、愛知県主催の研修会講師を引き続き担当し、前会協会の会報誌への記事掲載を続ける一方、県下7000社全ての宅建業者、ならびに宅建士のみなさんと標準化した会話ができるよう、情報の共有を、研修会や会務通信等によって取り組んでまいりましょう。

#### (2) 弁護士会、司法書士会、行政書士会等の意見交換

特にADRについては、平成14年に境界問題センターを全国に先駆けて創設した責任を重く受け止め、弁護士との協働のもとにできる境界紛争対応について、例えば越境処理に関しての書面の取り交わし、その前提となる現実的な交渉、説得の土地家屋調査士としての限界について、意見交換を重ねていくことを、避けてはならない日常問題と捉えています。

同様の視点で、司法書士、行政書士と土地家屋調査士との業際についても、ADR運営委員会の下に設置したPTをもって、継続、且つ多面的に考えていきます。

現在、ADR運営委員会の長をお願いする北條弁護士と、更に多くの弁護士会の理解者に加わっていただき、田中学術顧問のご指導も賜りながら、これまでに定義化されていなかった確定測量等の言句についても結論を残していけるよう、取り組みます。

以上、この大綱にて掲げたテーマは、全ての事業を網羅してはいません。

各部の事業計画を担当役員が協議するにあたり、旗印として示したものですから、総会資料に印刷された時点で、多少の齟齬が生じるかもしれません。

しかしながら、現在、私共の周辺状況の中で、上述の事業仕分けを初め愛知会として着手できるところから、今後共、メンテナンスを加速し続けていきます。

令和元年度は、先の総会において定額会費等の会費値上げを承認いただき、支

出入の見直された予算増が始まりました。

しかし、緊縮予算を緩められる状況には、まだまだありません。これまで以上に会は予算の執行に留意し、慎重な会務運営に努めていかなければなりません。

当初、各部への基本方針を具体的に列挙する用意をしましたが、新年度は新たな担当役員の意欲に委ねることが必要と自省し、事業計画（案）を総会提出するにあたり、直近まで担当理事との議論に参加することで、予算指針の整合性を図りました。

令和元年度はこれまでの踏襲にとどまることなく、常に新しい発想、企画を、当初の計画にとらわれず間断なく生み出しうる活性化事業体、愛知会でありたい。その想いを込めて、ここに大綱を上程いたします。

## 総務部

# 令和元年度事業計画

令和元年事業方針大綱に基づき、会員が常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務が行えるよう、各部・各支部と連携を強化し、ホームページ等を介して必要な情報を正確・迅速・丁寧を提供し共有してまいります。そして、これら情報は会員のみならず市民に対しても発信し、土地家屋調査士を正しく理解していただけるよう努めます。

また、止まることのない少子高齢化に伴う人口減少社会は、私達調査士にも及ぶこととなり、今後は緊縮財政のみではなく、本会の執行体制の効率化も必要です。中・長期的な視点での会務運営、支部運営など将来展望を見据えたスリムでコンパクトな組織形態のあり方について情報収集から始めます。

平成31年4月1日一般社団法人調査士愛知協働会を設立しました。本会が行っている収益事業の移管を順次進めてまいります。まず、本年10月に用品等物品販売を移管し、令和2年度には、その他の収益事業の移管完了を目指します。

近年、毎年のように地震や台風等の自然災害が多発し、全国各地に甚大な被害をもたらしております。復旧、復興、事前復興に参画していくことは社会的責務ですが、特に国家資格者として専門職能を活かした減災・防災対策に取り組み、公嘱協会や政治連盟と連携し、地方公共団体との基本協定の締結も視野に社会貢献活動を検討してまいります。

## 1 事務局の強化

- (1) 事務局内のシステム見直しを継続し、事務の合理化・適正化を推進する。
- (2) 事務局職員の育成のため、研修及び研鑽を支援し、コミュニケーション能力の向上と、意識改革を図る。
- (3) 公嘱協会をはじめ他会等の事務局との交流を深め、情報交換を実施する。

## 2 組織の運営と管理

- (1) 無駄のない会務運営ができるよう、各部及び各支部等と連携し検討する。
- (2) 財務部と協力し、会員の減少を見据えた対応策の検討をする。
- (3) 会員への電子メールやウェブを利用した業務関連情報の伝達方法を強化する。
- (4) 文書を整理し、文書管理を徹底する。
- (5) 財務部と連携し、一般社団法人調査士愛知協働会への収益事業移管を円滑に押し進める。
- (6) 災害時等における連絡体制など活動指針を検討する。
- (7) 本会の企画立案・意思決定・執行機関のあり方及び組織形態について検討する。
- (8) Web会議やテレビ会議・研修の採用を検討する。
- (9) 令和2年度70周年記念事業に向けてPTを組成し協議を開始する。

### **3 相談及び苦情処理体制**

相談室において、来会者及び電話相談者に迅速に対応し、また、会員及び市民からの相談等に対応する。

### **4 「委員会等」への支援**

- (1) 「あいち境界問題相談センター運営委員会」及び「災害時対策運営委員会」への支援等を行う。
- (2) 関係法規集を発刊するため「規則整備委員会」を組成し開催する。
- (3) 「事務局運営委員会」等を必要に応じて組成して開催する。

### **5 法調事務打合せ会**

本会及び会員の事務手続が円滑に行われるよう、法務局と必要に応じて協議する。

### **6 隣接団体等との意見交換**

公嘱協会、政治連盟その他関連団体と意見交換を行う。

### **7 他会との連携**

中部ブロック協議会（愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山）愛知・東京・大阪三  
会会長会議等との協議会に参加し、意見、情報交換を行う。

東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡）の単位会でテレビ会議の開催を検討する。

### **8 全国無料相談会、土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力**

法務局主催の全国無料相談会及び調査士の日における一斉相談会並びに調査士法  
に基づく命令の規定に違反する事実の有無についての実態調査に協力する。

### **9 調査士会館の整備**

- (1) 会館セキュリティについて検討し、必要に応じ実施する。
- (2) 公嘱協会事務局の会館への招致の協議を開始する。
- (3) 将来の会館修繕に備える。

### **10 その他**

連合会、中部ブロック協議会からの情報伝達に努める。

支部長会議へ協力する。

ソフトボール大会の協力方法を検討する。

## 財 務 部

# 令和元年度事業計画

事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進めていきます。令和元年度は、1号会費の値上げによって一定の財源が確保されますが、全体的には継続して支出の削減を強く推進し、部分的には必要に応じて積極的な事業展開を効率的に行えるように必要な改革を実行していきます。

(経理関係)

### 1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討

- (1) 財政基盤の健全化を図り、組織の形態について検討する。
- (2) 総務部と連携し、一般社団法人調査士愛知協働会へ収益事業の移管を推進する。
- (3) 支部組織について、経理関係を主とした検討資料を作成し、支部と継続的に協議を行う。

### 2 収支及び資産状況の把握と管理

- (1) 毎月の細小科目別の収支管理を行い、各部へ執行管理情報を提供する。
- (2) 用品販売の在庫、販売及び交付を管理し、効率的な見直しを行うとともに、一般社団法人調査士愛知協働会へ適切に移管する。
- (3) 監査会を実施する（年2回）。
- (4) 顧問公認会計士と協議をする。
- (5) ホームページ上に財務諸表を公開する。

### 3 会計規程の厳守

会計規程を遵守し、支出の節約を促して適正な執行を図る。

### 4 会費納入の管理

- (1) 会費に関して必要な規則等を整備し、会員への周知徹底を図る。
- (2) 適正な会費納入を促すとともに、未納会員への調査を実施する。
- (3) 会費徴収管理調書に基づき入金情報管理の徹底を図る。
- (4) 会費徴収に関する事務処理の効率化を図る。

### 5 大規模災害への備え

- (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用物資を必要に応じ確保する。
- (2) 愛知会における大規模災害対策積立預金を実施し、連合会による「大規模災害共済基金」は検討を行う。

(福利厚生関係)

## **6 各種同好会・親睦事業への助成協力**

支部対抗ソフトボール大会等への助成・助言を行う。

## **7 福利厚生**

- (1) 慶弔規程等について見直し、検討を行う。
- (2) 会員へ健康診断を奨励し、助成金を支出する。事務職員の健康診断を徹底する。
- (3) 慶弔、祝い金を支給する。
- (4) 突発災害の被害者への即時対応を図り、見舞金を支給する。

## **8 保険・年金への加入促進**

- (1) 損害賠償保険、傷害保険の加入を促進する。
- (2) 土地家屋調査士国民年金基金から移行した新たな基金である全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入を促進する。

## 企 画 部

# 令和元年度事業計画

元号も変わり、企画部としても新しい試みを行いつつ、『「適正な業務を行い、正当な報酬を得る」ことができる環境を整える』という方針は継続してまいります。

新しい試みとして、平成 30 年度からの試行を経て、令和元年度より「業務サポートセンター」を立ち上げ、会員の業務に関する相談に応じサポートすることで、適正な業務へと導くと共に同センターの相談員として認定調査士活用の道を探ります。また、調査士としての職責を果たすため、本会の資料センターに限らず、会員同士の測量データの交換を円滑に行えるよう、測量資料等の取り扱い方の標準化にも取り組んでまいります。

一方、平成 30 年度開催した、あいち境界シンポジウムにおいて取り上げた減災と狭あい道路の解消についても、調査士が行うべき社会貢献として調査・研究を続けてまいります。

### 1 調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項の指導・連絡を行う。
- (2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項の指導・連絡を行う。
- (3) 登記測量に関する事項の指導・連絡を行う。
- (4) 筆界特定制度と調査士会 ADR との連携についての調査・研究を行う。
- (5) 調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行う。
- (6) 狭あい道路の解消に向けての提言を行う。

### 2 資料センターの運用

- (1) 資料センター運営委員会への協力を行う。
- (2) 退会する会員の測量資料等について対応する。

### 3 筆界特定制度への対応

- (1) 筆界特定制度に関する研修会等への協力を行う。
- (2) 筆界調査委員、鑑定実施員等の養成、意見書等作成の為の講座を企画し、運営に当たる。

### 4 業務サポートセンター

あいち境界問題相談センターと連携し、土地に関する調査・測量業務又は登記申請業務に関する会員のための相談窓口を開設し運営に当たる。

### 5 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) 名古屋市内の測量履歴の収集及び開示を行う。
- (3) 変則型登記がされている土地の解消を始めとする、所有者不明土地問題に対応する。
- (4) 関係各所の施策に協力する。

## 研 究 所

### 令和元年度事業計画

研究所は絶えず過酷な現実を直視しながら、調査士の明日を見つめ続け、業務の改善・進歩のために新たな提案を担う役割を第一とします。

過酷な現実として、例えば今社会問題となっている空き家問題。人口減少、少子高齢化、過疎化等が散々叫ばれている中、未だに新たな建築によって社会経済を支えようとする国、業界、私たちがいます。当然にこれまでどおりの経済神話であるスクラップアンドビルドで良い訳がない。一般社会は、すでに「活かす」ことを前提とする「再生」への方向転換が行われています。社会経済矛盾の是正をすべく方向転換しなければならない現実があります。

また、土地について言うなら、私たちの測量業務や、国が推進する地籍調査、あるいは地図作成作業等における世界測地化する境界座標、それは私たちの専門性と職域をどんどん狭めています。しかし、世界測地か任意かの議論は別として、座標化し筆界を安定させることは、ある意味調査士が目指してきたものであり、国民にとっても有益なことです。そこで考えられる次なる業務は「境界の管理」の視点にあるように思います。そのことは、境界の専門家として筆界の公共性、公益性を立脚視点とする立ち位置に身を置き、展開する業種となる必然性を感じます。

また、法律を強化する社会にあって、法理（裁判）から情理（調停）の世界への移行は、人の心に視点を置き境界問題を解決するという意味で、ADR 等司法への関与も今後非常に重要なものであることも確かです。これも調査士の一つの方向性を示すものです。つまり、私たちができる業務ではなく、「私たちがしなければならない業務」は何なのかということなのです。

#### 1 表示登記制度及び調査士の業務と制度の充実に関する調査・研究

- (1) 調査士業務の実状と将来業務に関する調査・研究を行う。
- (2) 不動産の表示に関する登記及び測量技術の調査・研究を行う。
- (3) 筆界を導くための手法とともに、実務に役立つ書籍を編纂する。
- (4) 研究成果を取りまとめ、会員研修及び外部団体等への発信を行う。

#### 2 グループ研究

- (1) 調査士の附帯関連業務から、調査士が将来にわたって行うべき業務を検討する。
- (2) 地積測量図や測量成果の取扱い等に関する調査・研究を行う。
- (3) 事務所経営に関する調査・研究を行う。
- (4) 調査・測量作業マニュアルについて、現在の測量事情に則した形に見直しをする。
- (5) 越境状態の取り扱いについての調査・研究を行う。
- (6) 建築、不動産業務に関する研究を行う。

## 研 修 部

# 令和元年度事業計画

令和元年度は「内容と機会の充実」に加え、「年次研修制度」の導入を念頭に研修計画を立て、会員全員の研修意欲及び資質並びに帰属意識の向上を目指します。

定例研修会（新人研修会含む）は昨年並み回数で企画開催を計画し、定例研修会は出席しやすい環境づくりの一環として、できる限り複数会場で実施します。

また出席率が低迷している状況と業務に対する苦情案件が多数寄せられる現状を鑑み、概ね5年毎に、全会員が必修受講する「年次研修制度」の規則制定、導入に向けての取組を進めます。

### 1 研修内容

- (1) 調査士業務（付随業務含む）
- (2) 調査士倫理
- (3) 土地家屋調査士法第25条第2項
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会伝達研修
- (5) 基準点及び基本三角点等を利用した測量
- (6) 民法
- (7) 鑑定講座
- (8) その他

以上を主な内容とする。

研修内容により定例研修又は研究所特別研修として開催し、一部有料で行う。

### 2 定例研修

令和元年度は、年5回程度を計画・企画・開催し、出来る限り補助者の参加できる機会を設ける。

### 3 新入会員業務研修委員会

令和元年度は委員を10名に増員し、新入会員を対象に現場での立会業務を柱とした内容で新人研修会を開催する。

研修部は委員会の運営の補助をし、研修当日はスタッフ及び講師として参加する。

令和元年度、中部ブロック新人研修会から日調連による中央実施型の2泊3日研修へ移行する。土地家屋調査士法第25条第2項や適正業務・正当報酬についての科目が不明瞭であり、委員会において新人研修会のあり方を協議する。

### 4 年次研修の検討

年次研修制度検討委員会を組成し、規則の作成及びカリキュラム（職業倫理、会則等）の検討を行い、会員証更新時期の開催を念頭に令和2年度実施を目指す。

## 5 入会時研修

新入会員の入会時研修を適宜実施する。

## 6 支部別研修担当者会議

各支部の平成 30 年度研修活動報告を確認し、本会と支部の研修内容、時期が重複することを避け、令和元年度の支部研修会の参考とする。また支部に伝達するための本会提案の研修会（支部委託研修会等）があれば協議する。

## 7 研究所特別研修

研究所等活用による専門的内容の研修を開催する。

## 8 愛知会独自の単位公開検討

平成 30 年度入退室時間を把握できるよう受付票による出席管理を試行し、検証した。事務局の負担も考慮しながら、会員の資質向上のため、愛知会独自の単位公開を検討し、各会員のポイント公開の意思確認及び適正かつ効率的な事務処理ができるよう継続協議していく。

## 9 その他

- (1) 本会と支部の連携の充実及び支部研修へ協力する。
- (2) 調査士特別研修（ADR 認定調査士）へ協力する。
- (3) 支部、各部、公嘱協会、政治連盟との協力体制による研修・シンポジウムを検討する。
- (4) 不動産関連業界研修会へ協力する。
- (5) 研修制度の見直し及び検討（通信機器を用いた研修、愛知会専属学識経験者による講師準備含む）を行う。
- (6) 他会、他業種が行う研修について情報収集を行う。
- (7) 新入会員を対象とした測量実務研修に関する検討を行う。

## 広 報 部

# 令和元年度事業計画

会員向け情報伝達と制度広報である外部向け情報伝達を 2 本の柱として広報活動を実施します。会員向け情報伝達としては、会務通信を迅速かつ確実に発信し、会員にとってより有益な会務通信にするため、改善を検討します。外部向け情報伝達としては、調査士の認知度向上を目指すことに、より力を注いでいきます。

広報活動は、地道な活動ですぐにその効果が回りづらいですが、将来の調査士制度の発展のために、一点、一点の点を繋ぐことで線を作り、そして面となるよう、知恵を絞り、工夫をして活動していきます。

また、「寄附講座」、「インターンシップ」、「大学生のための資格業ガイダンス」等、学生層向けの広報活動によって調査士の受験者拡大を目指します。

### 1 広報委員会（会員向け情報伝達）

- (1) 会報「会務通信」の発信  
法務局・連合会からの情報、理事会、研修会等の活動報告を確実に伝達するために発信する。また、各部と連携を図り、迅速に掲載する。
- (2) 各種発行紙の電子化を継続して実施する。
- (3) 「本会ホームページ」の管理、運営  
ホームページの内容の充実及び迅速な情報伝達に努めるとともに、レイアウトの変更について検討し、変更する。
- (4) 委員会組織を 10 人体制として広報活動の充実を図る。

### 2 制度広報（外部向け情報伝達）

- (1) 「きょうかい君・あいちゃん」等を活用した制度広報の方法を検討し実施する。
- (2) 無料表示登記相談会等の開催に協力することを通しての制度広報を実施する。
- (3) 各種専門学校や各部と連携し制度広報を実施する。
- (4) 調査士を広報するためのグッズを考案する。
- (5) 名刺広告等、対外的に調査士をアピールする活動を検討し、実施する。
- (6) 広報誌「地図読み人」を発刊する。
- (7) 70 周年記念誌の発刊にむけて準備を開始する。

### 3 寄附講座運営委員会

- (1) 名城大学での寄附講座を実施する。
- (2) 中部ブロック事業として寄附講座へ協力する。
- (3) 他大学等での新規開講や出前講座を目指す。
- (4) 令和 2 年度以降の講師の養成を図る。

#### 4 学生層への資格制度広報

- (1) 「寄附講座運営委員会」への支援
- (2) 「インターンシップ」の実施

土地家屋調査士事務所でのインターンシップを検討している学生への積極的なアピールを行う。また、寄附講座の受講生に対しても寄附講座運営委員会と連携し参加を呼びかける。

#### 5 名古屋自由業団体連絡協議会

- (1) 「自由業フレッシュマンフォーラム」

各資格者団体の新入会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として定着している。令和元年度も積極的に新入会員へ参加を呼びかけ、開催を支援する。

- (2) 「中堅フォーラム」

各資格者団体の中堅会員が一堂に集い、個別に業務関係のネットワークを構築する場として平成30年度から参加している。令和元年度も積極的に中堅会員へ参加を呼びかける。

- (3) 「大学生のための資格業ガイダンス」への参加

学生に対して調査士を職業選択の一つとして提供できる場と考え、積極的に参加する。

- (4) 「生活お困りごと相談会」

一般の方へ調査士制度をアピールする場と考え、積極的に参加する。

#### 6 その他

日本土地家屋調査士会連合会、中部ブロック協議会の広報活動情報を収集する。

## 資料センター運営委員会

# 令和元年度事業計画

令和元年度は平成 30 年度に引き続き、本来の業務である資料の収集保管・開示に傾注することを主眼として資料センターの運営に当たります。

あいち地籍研究委員会と協働して新旧あらゆる資料の収集・分析活動を行い、より会員の目線に立った資料センターを目指します。

今後も当委員会では、可能な限り最小コストで調査士を取り巻く業務環境の変化に対応し、本来期待される機能の充実を図りつつ事業遂行に努めます。

### 1 基本事業の遂行

資料センター運営規則第 6 条に基づく資料の収集、保管、登録、及び開示活動を行う。

### 2 資料センターの利用拡大

- (1) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発する。
- (2) 支部間の密接な情報交換を行い、各支部の地域事情に合わせた資料センターの利用拡大を図る。
- (3) 退会する会員の測量資料等について受け入れ体制を検討する。

### 3 開示情報・方法の更新整備

広報部と連携しホームページ掲載情報の更新を図る。

### 4 諸規則の見直し

関連する諸規則の改廃は、必要に応じて検討する。

## あいち境界問題相談センター運営委員会

# 令和元年度事業計画

あいち境界問題相談センター（以下「センター」という。）は、平成14年10月に、全国初のADR機関（裁判外紛争解決手続機関）として設立され、その後、平成23年に、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を受け、現在に至っています。

平成30年度の実績は、4件の申立てがあり、現在も和解に向けて継続中です。申立案件には、双方の代理人が弁護士となるケース、弁護士との共同受任により調査士が代理人となるケース、行政を相手方としたケースなど申立方法、事案も以前に比べ多岐にわたり、当センターの活用が今後も期待されています。

令和元年度も、センターの利用促進を図るべく、会員を中心とした広報活動を強化し、国民に信頼される組織となるよう、委員会の運営に努めます。

### 1 制度広報の充実

- (1) 広報部と連携し、会務通信センターニュース、フェイスブックの改善を継続する。
- (2) 認定調査士の活用を図るため、業務サポートセンター相談窓口を通して、運営委員会と情報交換可能な場を設ける。
- (3) 会員へ制度の理解を深めるための研修等を行う。
- (4) 各機関との連携において無料相談会等を実施し、広報を行う。
- (5) 官公署、他士業団体、他のADR機関等へパンフレット等を利用した広報活動を行う。

### 2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携

- (1) 愛知県弁護士会との意見交換会及び研修会により連携を強化する。特に愛知県弁護士会の紛争解決センターとの連携を重点として行う。
- (2) 法務局筆界特定室との連携に努める。
- (3) 連合会及び他会の境界問題相談センターとの情報交換に努める。
- (4) 日本司法支援センター（法テラス）との連携に努める。
- (5) 上記以外のADR機関等との連携を検討する。

### 3 担当者及び認定調査士等の研修

センター規則に定める調停人候補者、調査員候補者、鑑定等実施員候補者及び運営委員並びに認定調査士等を対象にした研修を実施し、人材育成と会員の資質向上に努める。

### 4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

- (1) ADR法認証機関としての規則、運営上の問題点の整備に努める。
- (2) 実務に即した運営方法を検討し、センターの活用を図る。

## 5 センターの利用促進

- (1) ADRの申立費用、期日費用、簡易調停等の無料減額キャンペーンを、年内に限り継続する。
- (2) 企画部と連携し、業務サポートセンター等を経由した申立に対応する。
- (3) 簡易調停の理解を促進し、活用を図る。
- (4) 簡易申立ての活用を図る。